

入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月18日

白石市長 山田 裕一

1 条件付一般競争入札に付す事項

- (1) 業務名 令和8年度 浄化槽保守点検及び清掃業務委託
- (2) 業務場所 白石市大手町地内 ほか
- (3) 業務概要 浄化槽の保守点検、清掃及び汚泥の収集運搬業務 一式
 - ・市内23箇所
 - ・単独浄化槽および合併浄化槽
(環境省関係浄化槽施行規則第6条2項に規程する浄化槽を含む)
 - ・浄化槽の保守点検(年12回もしくは26回)
 - ・浄化槽の清掃
- (4) 履行期間 契約日の翌日 から 令和9年 3月31日 まで
- (5) 支払条件 6か月ごとの年2回払い
- (6) 入札方式 条件付一般競争入札

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

白石市の令和7・8年度競争入札参加資格が承認された者で、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 令和7・8年度 白石市競争入札参加資格業者名簿の「物品の製造・販売、役務の提供」の区分の登録業種が「保守管理(浄化槽清掃)」に登録されていること。
- (2) 浄化槽保守点検業務として、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第1項の規定に基づき、宮城県から浄化槽保守点検業の登録を受けていること。
- (3) 清掃業務として、浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、白石市から「浄化槽清掃業」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の規定に基づき、白石市から「一般廃棄物収集運搬業」の許可をいずれも受けていること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (5) 白石市から建設工事等入札参加業者指名停止要領(昭和61年白石市告示第32号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 当該業務に係る仕様書、設計図書を閲覧していること。
- (7) 白石市入札契約暴力団等排除措置要綱(平成20年白石市告示第83号)別表1各号に該当するものでないこと。

※入札参加希望者は閲覧前に財政課から現場説明閲覧調書を受け取り、閲覧後、財政課に提出又は市ホームページ掲載されている仕様書、設計図書を閲覧後、現場説明閲覧調書を入札参加資格承認申請書とあわせて提出すること。
提出がない場合は、入札に参加出来ません。

3 仕様書の閲覧

当該業務に係る仕様書を閲覧に供する。

(1) 閲覧の期間及び時間

令和8年3月19日(木)から令和8年3月31日(火)まで
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 閲覧場所

白石市役所3階財政課前及び市ホームページ
希望者には、当該業務に係る仕様書、設計図書等を貸出する。

4 仕様書等に対する質問について

仕様書等について質問があるときは、閲覧場所に備え付けてある質問書に記入し、持参またはFAXにより財政課に提出すること。なお、回答書はFAXにより質問者に送付し、閲覧場所及び市ホームページで閲覧に供する。

(1) 質問の受付期間及び時間

令和8年3月19日(木)から令和8年3月27日(金)まで
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 回答の閲覧期間及び時間

令和8年3月19日(木)から令和8年3月31日(火)まで
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 入札参加資格の確認

(1) 申請書類等

入札参加を希望する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を2部(正本1部、副本1部)を提出し、入札参加資格審査及び資格承認を受けなければならない。

- ① 入札参加資格承認申請書(様式1)
- ② 上記①の申請書に次の書類を添付すること。
 - イ 令和7・8年度の白石市競争入札参加資格承認書の写し(資料1)
 - ロ 浄化槽保守点検業者登録証の写し(資料2)
 - ハ 浄化槽清掃業許可証の写し(資料3)
 - ニ 一般廃棄物収集運搬許可証の写し(資料4)
 - ホ 現場説明閲覧調書(様式2) ※事前に提出している場合は不要

(2) 入札参加資格承認申請書の受付期間及び提出場所

- ① 受付期間 令和8年3月23日(月)から令和8年3月30日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時(正午から午後1時までを除く。)までとする。
- ② 提出場所 白石市総務部財政課(〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号)
提出方法は、上記提出先への持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送(郵送の場合は、受付期間内での必着)とする。
- ③ 申請書類の交付 市ホームページよりダウンロードすること。

(3) 入札参加の審査等

不適格者についてのみ、令和8年3月31日(火)午後5時までにFAXにより申請者に通知します。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年4月1日(水) 午後1時30分
- (2) 場 所 白石市役所3階 第3会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者（指名停止中の者も含む）のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

9 最低制限価格の設定

無し

10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。但し、入札は別紙の入札書記載の区分ごとに実施する。
- (2) 入札回数は3回を限度とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 郵送、電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。

11 契約保証金

落札者は、契約書提出と同時に白石市財務規則第108条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し又は提供すること。ただし、同規則第109条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

12 その他

- (1) 入札参加者は、白石市入札参加心得を熟読し、遵守すること。
- (2) その他不明な点についての照会先は次のとおり
白石市総務部財政課管財係
電話0224-22-1332（財政課直通）
FAX 0224-24-4861

現場説明事項

1. 業務名 令和8年度 浄化槽保守点検及び清掃業務委託

2. 業務場所 白石市大手町地内 ほか

3. 業務概要 別冊仕様書のとおり

4. 一般的事項

白石市財務規則（昭和59年8月29日規則第11号。以下「市財務規則」という。）及び関係法令等を遵守すること。

5. 履行期間 契約日の翌日から（土曜日及び日曜日を除く。）
令和9年3月31日 まで

6. 検査

白石市財務規則に基づく検査を行う。

7. 契約代金の支払方法

6か月ごとの年2回払い

8. 保証関係

1) 入札保証金 免除する。

2) 契約保証金

落札者は、契約書提出と同時に白石市財務規則第108条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し又は提供すること。ただし、同規則第109条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

9. 公正入札違約金

契約締結後において談合の事実が明らかとなった場合は、請負者から請負代金の100分の20に相当する額を公正入札違約金として徴収するものとする。

10. 事務分担

事業担当課	財政課
現説及び入札執行担当課	財政課

11. 閲覧用仕様書、仕様書等の貸出し

- 1) 仕様書の貸出を財政課窓口で行う。
- 2) 貸出期間は、翌日16:00までとする。
- 3) 閲覧会場備え付けの書類は持ち出さないこと。

12. 閲覧者確認

閲覧調書に記名押印のうえ、財政課窓口へ提出。同時に仕様書の借用を希望する場合は申し出ること。ただし、貸出希望者が複数の場合は、貸出期間を調整のうえ制限することがありますのでご了承ください。

市ホームページで閲覧した場合は、閲覧調書に閲覧した日を記入して提出すること。

13. 質問事項及び回答

質問がある場合は、別紙様式に質問事項を記入し、公告の質問締切日時までに財政課へ持参又はFAX等で提出のこと。回答は、質問者へ個別へ行うほか、質問者の商号又は名称を伏せた状態で、公告で示した日時まで閲覧場所及び市ホームページで公開します。

財政課 FAX 0224-24-4861

入札書

令和 年 月 日

白石市長 殿

住所
商号又は名称
代表者役職

印

代理人

印

白石市財務規則を守り、下記金額をもって受注したいので入札いたします。

記

業務名 浄化槽保守点検及び清掃業務委託

業務場所 白石市大手町地内 ほか

1. 保守点検手数料(1基当たりの料金)

(単独浄化槽)

5人槽 ~ 10人槽	年額	円
11人槽 ~ 20人槽	年額	円
21人槽 ~ 30人槽	年額	円
41人槽 ~ 50人槽	年額	円
51人槽 ~ 80人槽	年額	円
101人槽 ~ 150人槽	年額	円

(合併浄化槽)

5人槽 ~ 10人槽	年額	円
11人槽 ~ 20人槽	年額	円
21人槽 ~ 30人槽	年額	円
31人槽 ~ 40人槽	年額	円
41人槽 ~ 50人槽	年額	円
76人槽 ~ 100人槽	年額	円

(合併浄化槽)

環境省関係浄化槽法施行規則第6条第2項の表に規定する「スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(一にあげるものを除く。)」

21人槽 ~ 30人槽	年額	円
101人槽 ~ 150人槽	年額	円

2. 汚泥汲取手数料(清掃手数料を含む)

汚泥汲取手数料(1m³当たり) _____ 円